

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の給付要件緩和を求める意見書

観光産業を基幹としている本市は、昨年4月の緊急事態宣言を契機に一気に経済が冷え込み、その後の各種Go Toキャンペーンによる来遊客数の回復はあったものの、本年1月の首都圏をはじめとした地域への緊急事態宣言再発令後、市内経済の状況は再び下降し、今や壊滅的ともいえる事態となっており、事業継続の下支えとなる即効性ある支援策が急務となっている。

このような状況下の経済支援措置として、国は、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、本年の1月、2月または3月の売上が、2020年または2019年の同月比で50%以上減少した中小法人・個人事業者等に対し、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」制度を創設し、3月8日から申請受付を開始している。

しかしながら、この一時支援金制度は、本市事業者の多くが活用できない状況が予想される。すなわち、現行の制度では、売上減少比較対象月を、1月、2月、3月の月単位で比較し、さきの持続化給付金と同様に1か月単位で50%以上の売上減少の有無を判断することになるが、今回の同宣言が月初でなく、月中の1月7日に発出されたことにより、その影響も月初からではなく時間差で1月中旬以降に発現する等の事由により、比較対象期間中の任意の30日間での比較であれば50%以上の売上減少となるものの、各月で比較すると、売上減少が50%未満となるため、支援を受けられないという不具合が生じる可能性がある。

加えて、本市事業者には零細事業者も多く、月の売上減少が50%未満にとどまっていたとしても、およそ1年に及ぶ新型コロナウイルス感染症(COVID-19)による蓄積された経済的なダメージに加え、この間のさらなる固定費用の捻出などにより、今回の支援策による支援が受けられなければ、事業継続が困難となる事業者が多発し、本市の経済は回復困難な状況に陥りかねないおそれがあり、上記要件の緩和が必要不可欠である。

他方、本支援金制度は、対象期間の売上台帳の添付が義務づけられているため、比較対象期間を現行の月単位に加え、比較対象期間中の任意の30日間としても、売上減少の把握は可能であり、事務の煩雑化や不正受給のリスクも少なく、また、本件を除く支給要件に従えば、支給額も不当に高額となるおそれもなく、かつ、公平性も保たれることから、要件緩和の妥当性も認められる。

よって、政府に対し、下記事項について要望する。

記

- 1 給付要件について、売上減少比較対象月を、月単位のほか、対象期間内の任意の連続した30日間でも可能とすること。
- 2 給付要件について、売上減少が50%未満の場合でも、支給を可能とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月18日

伊 東 市 議 会